

令和7年度脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業仕様書

1 目的

本市は、令和2年12月に高松市「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民や事業者と共に、総力を挙げて取り組むことを宣言した。

本業務は、ゼロカーボンシティ実現に向けて優先的に取り組むべき事項として位置付けられる市民のライフスタイルの転換を図るため、市内の団体等が、脱炭素型ライフスタイルについて自ら考え、実践する取組や、ゼロカーボンシティの認知度を向上させる取組を、市からの委託によるモデル事業として実施することにより、脱炭素型ライフスタイルの普及拡大を図ることを目的とする。

2 委託事業の概要

(1) 事業名

令和7年度脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業

(2) 事業内容

委託事業は、次表に掲げる2つのテーマの中から1つを選択し、実施するものとする。

テーマ	内容
テーマ① 脱炭素型ライフスタイルへの 第一歩をそつと後押し	市民等のライフスタイルを脱炭素型へ転換していくため、脱炭素に関する知識の習得から実践につながるような一連の取組をセットアップして実施することにより、本市が実施する市民への意識啓発や、事業者・団体における環境研修等に活用できるようなツールとすることを旨とする。
テーマ② みんなで取り組むはじめての 脱炭素行動	地域コミュニティや市民活動団体など一定の規模を有する団体において、集団として脱炭素に資する取組を実践的に行うことにより、今後、多様な集団で脱炭素行動のスタートアップの取組として実施できるようパッケージ化することを旨とする。

3 業務実施に当たっての留意事項

- ①脱炭素型ライフスタイルの普及促進に資する内容であること。
- ②イベント、会議等を開催する場合は、感染症対策に十分配慮して実施すること。
- ③感染拡大防止対策により、予定していた取組の実施が困難となった場合に備えた代替案がある場合は、当該代替案も併せて提出することができる。(任意)
- ④参加者及び受託者の安全確保が図られていること。

4 委託業務の期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5 実績報告

- ① 受託者は、事業が完了した日から30日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに事業の実績報告書を市に提出し、その検査を受けること。検査の合格をもって本業務の完了とする。
- ②実績報告書は、次の条件を満たすものとする。
 - 本委託事業の成果は、他の事業主体への展開を図ることを目的としていることから、他の主体における再現性を意識した実績報告を行うこと。
 - 具体的には、事業の準備及び実施の経過を業務日誌等に記録して提出するなど、事業をどのように実施したのか詳細に記載するとともに、事業の成果や課題について報告すること。
 - なお、実績報告書は高松市情報公開条例第7条に定める非公開情報を除き、一般に公開するものとする。
- ③実績報告書には、委託料の支出根拠となる事業の収支決算を記載するものとする。

6 委託業務の上限額

150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ※ 委託業務の詳細については、契約締結交渉の際に仕様等の調整を行い、内容を精査した上で、随意契約により上限額の範囲での委託契約を締結する。
- ※ 委託料については完了払いとし、本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。支払額は、完了検査時に提出を求める実績報告書における収支決算を審査した上で、対象経費に該当する経費（ただし、契約額を上限とする。）を支払うものとする。

7 対象経費

対象経費は、取組の内容に要する経費（人件費、謝金、交通費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費等）とする。ただし、備品購入費や施設整

備費等のハード事業に係る経費、経常的な運営費、その他事業との関連性が認められない経費については対象外とする。

なお、人件費は費用弁償として最低限必要な額に限るものとし、イベント等における参加者に係る経費等は認めない。

8 注意事項

- (1) 本業務において、受託者が製作し、委託者に提出した資料、写真、電子データ等（以下、「本件成果物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者に著作権が帰属する本件成果物に関し、いかなる場合においても、著作者人格権（著作権法第59条）を放棄すること。
- (3) 掲載する広告物、写真、文章、説明文等は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならないよう格段の配慮をすること。
- (4) 受託者は、委託により知り得た事項及び個人情報について、厳にその秘密を守り、他に漏らさないこと。
- (5) 受託者は、常に委託者と綿密に連携を図りながら、誠実に業務を遂行すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び詳細については、委託者と協議の上、適切に対応すること。
- (7) 業務の履行に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、関係諸法令を遵守しなければならない。
- (8) 業務の履行に当たっては、事故の防止に万全を期するとともに、第三者に損害又は危害等が及ばないように十分に注意しなければならない。
- (9) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））

⇒メールアドレス：【naibu.tuho.shinsakai@nifty.com】

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)

- (10) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

詳しくは、契約監理課ホームページに掲載している。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html)

- (11) 委託料内訳に人件費がある場合、当該業務における具体的な従事内容（出張、会議、研究等）が分かるように実績報告書に記載すること。
- (12) 事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を委託業務完了後に委託者に提出すること。

9 その他

高松市では、脱炭素型ライフスタイルへの転換に主体的に取り組んでいただける方を「脱炭素型ライフスタイル推進リーダー」として登録する制度を創設している。このモデル事業に従事した方は、本人の希望により推進リーダーとして登録することができるので、ぜひ登録を御検討いただきたい。